

判例研究

民法第七〇三條の「他人ノ財産」の意義

好美清光

昭和三二年四月一六日 最高裁第三小法廷判決
(昭和三〇年才第七七七) 最高裁民集一卷四號六
(昭和三〇年才第七七七) 最高裁民集一卷四號六
三頁以下——棄却

(事實) 原審認定の事實關係は次のとおり。X銀行(原告、被
は、訴外Aに對し、同人所有の不動産の上に第二順位の根抵當
權の設定を受けて、五十萬圓を貸與したが、Aが辨濟期日に辨
濟しないので、根抵當權の實行として右抵當物件の競賣を申立
て、その結果、訴外Bが三八萬千四百圓で競落した。しかし、
Y(被告)が、右物件に對する第一順位の抵當權者としてAに對
する貸金等計三二萬四千二百五圓の債權を有する、として、配
當要求を申立て、裁判所から(まず手續費用を控除して)その要求額
金額の配當を受けたため、Xは七千二百六十九圓の配當を受け
えたにとどまった。ところが、YのAに對する貸金等債權は配
當期日前既にAの辨濟により消滅し、従つて第一順位の抵當權
も消滅していたのである。

原審は、右の事實に基き、Yは配當要求の權利なくして競落
代金から前示額の配當を受け、そのため、「他に優先して配當を

受くべかりし」Xは「右と同額の配當を受け得」なかつたので
あるから、「Yは法律上の原因なくしてXの當然受くべかりし
財産に因り利益を受け」、Xに損失を與えた、として、YのXに
對する前示配當金全額と(權利のないことを知つて)配當金受領以後の
利息金の支拂義務を認めた。Y上告。

(上告理由) Yがかりに不當に利得したとしても、Xの財産
からではなく、Aの財産の換價金からである。従つて、損失者
はAであつて、Xは依然としてAに對する債權を有しているか
ら何ら損失を蒙つていない。Xは民法第四二三條によりAのY
に對し有する權利を代位行使しうるのみである。原判決は不當
利得の法理を誤つてゐる。

(判旨) 「しかし、かりにAが損失者であるとしても、Xも
また損失者である。けだし民法第七〇三條の『他人ノ財産』と
いうのは、既に現實に他人の財産に歸屬しているものだけであ
く、當然他人の財産としてその者に歸屬すべきものを含む意味
に解すべきであり、YはXに歸屬すべき財産に因りて利益を受
けたものだからである」と判示して、裁判官全員一致で上告
棄却(裁判官河村、高橋)。

(評釋) 判旨に賛成。一 不當利得制度の本質については、種
種議論の存するところであるが(沿革並びに内外の學說の詳細は、松坂不
當利得論一頁以下特に一四五頁以下、谷
頁以下四一頁以下)、當事者間の公平という觀點から實質的相對
的に正當視されない財産的價値の移動が行われた場合に、受益
者・損失者間において、公平の理想に従つてその財産狀態の調
整を圖る點にある、と考えられる(有力學說の説くところである、我妻全
集二九頁以下、松坂論一六五頁、全集

三頁以下、二頁等)。従つて、法律上ノ原因を始め受益・損失・兩者間の因果關係等に至るまで、その具體的決定はすべてこの理念に基いて行われるべきものである。本件Yに對する競賣代金の配當は、所定の方法を履踐したYの申立に基き、裁判所により所定の手續を履踐して行われた、形式的には是認されるべきものであるが、これを實質的に判断すると(確定判決による強制執行の場合で別個の考慮を要する點もあるが、任意執行では異なる考慮の要はない。同判、明四三・一一・二五録一六・七九五等、なお、一般的には本稿末尾に述べる點があ)、YのAに對する基本債權は既に消滅していたのであるから、更に配當による利得を保有させるべき理由はなく(法律上なき利得が損失者の給付行爲のみならず第三者の行爲、事件等によつても成立しうること通説。因果關係論とも關係するので更に後述)、Yが七〇三條の「法律上ノ原因」(制度の本質論とも關係して議論の多い困難な概念である公平の觀念の具體的明確化・適用例としての意味をもつことを記すにどめる)なくして利益を受けたものであることについては疑いないであらう(一イ)〇所掲判例はすべてこれを明示又は默示に承認。同旨我妻六末弘債各九六四頁、石田債各三三三頁、岡村債各六〇八頁、鳩山債各八一頁、本債各二五二頁、磯谷債各下七九三頁、戒能債各四〇六頁等)。

二 上告審での争いも、Yが法律上の原因なく利得したことは前提とされて、これと表裏する「損失」を蒙つた者はAかXか、という點にしばられている(ただし不當利得の要件に「損失」の觀念〇頁、Schulz, Witzingの少數説もあるも、そのとるべきでないこと松坂論一九二頁以下、全集四八頁以下、末弘判昭和八年二四事件。この點は後述のように不當利得における損失概念を制度の趣)。先例は、(イ)損失者はXである、とするもの(前掲明四三・一一・二五判例、大七・一七・一三二〇)と、(ロ)本件上告理由と同様に損失者はAであつてXではないとするもの(大判大四・六・一二録、二・九と二つの立場がある。本判決は具體的事案の處理としては(イ)掲記諸判決と同じ系列に屬すべきもの

であるが、上告理由に答えるに、「かりにAが損失者であるとしても」と、Xと同時にAもまた損失者であることを肯定するかのよう、な表現を用いていることが注意を惹く(述後)。さて、ここで問題の「他人」が誰かは、いうまでもなく七〇三條の「財産」及びこれを前提とする「損失」の意義如何と結びついていゝる。これらの概念が制度の趣旨に即して評價決定されるべきものであることは前述したが、たとすれば、公平の理想による當事者間の財産的價值移動の矛盾調整の對象たるべき「財産」とは、いわゆる財産權に限らず、廣く事實上の財産的利益・價值をも指稱し、従つて、現實に他人の財産に歸屬しているもののみならず、當然他人の財産に歸屬すべきものをも意味すると解すべきであり、従つてまた、これを前提とする「損失」も、既存財産の減少はもちろん、廣く(當然にのみならず「通常」に後記七八九頁等)反増加すべかりし財産の増加を疎止された場合をも含む、と解すべきであつて、これらを不當利得制度の救済から除外すべき理由はない(同旨松坂論一八六頁一九一頁、我妻四三二五頁、磯谷下七九二頁、四四頁、中島民法講義集六〇頁、鳩山七八八頁、末弘九三二頁、磯谷下七九二頁、四四頁、H. J. H. van der Vliet, *De Wet van 1905, 211*等。獨民第一草案七四八條の「他人の「財産」から *aus dessen Vermögen*」が第二委員會現行法八二條「他人の「損失」*aus dessen Kosten*」と改められたことが考え)。従つて、Yの利得がなければXが根抵當權者として他に優先して確實にYの利得額は配當を受けえた本件では、Yは七〇三條にいうXの「財産」によつて利得した、といふことは明か(前掲、諸學説)。上告理由(及前掲大判)は、債權の存續という法形式面のみ捉われ、制度の本質そのものが「損失」の決定についても實質的經濟的考慮を要求すること

を看過している(谷口二七頁も大四・六・一二判例に觸れ同旨。ここにわが國においても、未弘博士、大審院等の努力により、第三者の債権侵害が(債権そのものが消滅しない場合にも)不法行為責任を生ずる。この現時の通説を形成するに至った一連の論議)。Xの請求を認容するには、更にYの利得とXの損失との間の因果關係が必要なわけであるが(尤も争いとなつていない問題に於て)、それが直接性(ただし、これが原因たる事實が一面利得を生じたることを要せず、また第三者の行為が介在し)を要する(判例、鳩山、未弘)か、社會觀念上その關係が認められれば十分で前説の問題とする點は利得の不法性で考慮すれば足る(我妻、谷口、松坂、石田、香妻、Schuldracht, 1949 S.)かについては、具體的事例とも關係して議論が多いが(内外の學說・判例の詳細、松坂論三〇三—二七〇頁、谷口一六五—二九頁、内外の學說・判例の詳細、松坂論三〇三—二七〇頁、谷口一六五—二九頁)Einnöcensを、直接性 Unmittelbarkeitを、directe Leistungに給付者・受領者と請求権者・義務者との同一性、の意味を要するとし、これを廣く解すれば大部分同一結果とならぬ場合(Ennöcens, Lehmann, a. O. 293, 294; Amtl. G.)例外的に同一結果とならぬ場合に便宜論を避け適當な結果を導きうるか、またかかる意味の直接性なら、それは便宜論(本件に關しては、以上の合理的理由はないのではないか)が問題なのである)本件に關しては、いづれの立場からも(ばい)判例・前記學說)肯定されるので問題はない。要するに判旨は正當である。

三 なお、本判決は、前述のように、斷定的判断を避けてはいるが、Aも同時に損失者(返還請求)なりやという問題を示唆しており、學説も、いわゆる Stohmann に關係して論じられる利得者が二人の場合と異り、殆んど論じないので、この機會に簡単に検討しよう。法律時報九卷六號三編解説は、本判決は雙方を肯定した、斷定的なものであり、かつ判文上そこまで斷定的に肯定してはAの損失の有無の斷定されない。寧ろその點の判断は將來へ留保してと解すべきである。けれど、假りにYが利得しなかつた筈だからである(雑本・京法雜誌三・四・六・一二判例反對批評—尤も他にも問題のある事案—)。ここで、任

意競賣と裁判所の賣得金保管の性質、民訴五七九條(五七四も同強制執行法)類似の問題及び無權利者の取得した代金所有權の歸屬等を論ずる要はあるまい(石坂前掲(大三・七)一判批)はこの點を詳論する(金銭の占有と所有權の原則的一致を承認し、更には占有自體の不當利得を肯定する現時の理論においては、かかる議論は不當利得に關する限り餘り意味がないであらう)。本件での、問題は、實質的經濟的にAに損失があるか、それはYの前述不當な利得と社會觀念上關係があるか、を検討すれば足りる。確かに、競落代金そのもののみを捉え、その行方のみを利得・損失とすれば、Aに損失なし(前記雜)といえるが、利得と損失とが同一物に關することを要しないことは、前記直接性説の論者すら承認するところである。Aが、Xに對する債務額中、自己所有の不動産を喪失することにより免れうべかりし額を、Yの利得により免れえなかつたことは、Aの財産全體としては消極的な意味で増加すべかりし財産の増加が疎止されたことを意味する(我妻四三頁始め各著書が「受益」の例として掲げる「失」といふよう)。そしてかかる全體として把握された財産の増加・減少をも、不當利得制度が問題とすべきものであることはいふまでもない。因果關係については多言を要しない(豫論はなからず非債務とも)。従つて、Aも不當利得返還請求權を有し(Xは必ずしも不當利得と不法行為とは制度の趣旨を異にし兩者の競合を妨げないことを想起され)Yは一方に返還することにより、他方に對し利得不現存をもつて對抗しうるのみ、と解すべきであらう(結論同旨三編前掲)。

なお、最近、最高裁は、從來の判例と異り、任意競賣においても配當異議訴訟を許すとの注目すべき判決をしたが(昭三〇・一〇・一四九五、その占める意義)それが、配當期日の開かれた場合、につき法律時報九卷一號解説参照)。

強制競賣におけるように、異議を述べずまたは缺席した者から、後日の不当利得返還請求権をも剝奪する趣旨(齋藤民商雑三五卷五號評釋?)か否(三淵)かが問題となるが、本件では争われていないので、ここでは不当利得(並びに抵當權)に關聯する最近の判例の提供した問題点として指摘しておくにとどめよう。

(一橋大學助手)